

9.8 交通渋滞

9.8.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.8-1 に示すとおりである。

表 9.8-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①交通量等の状況 ②道路等の状況 ③土地利用の状況 ④規制等の状況	選手村の整備に伴い交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化が考えられることから、会場エリア及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、会場エリア及びその周辺地域とした。

(3) 調査方法

1) 交通量等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア. 既存資料調査

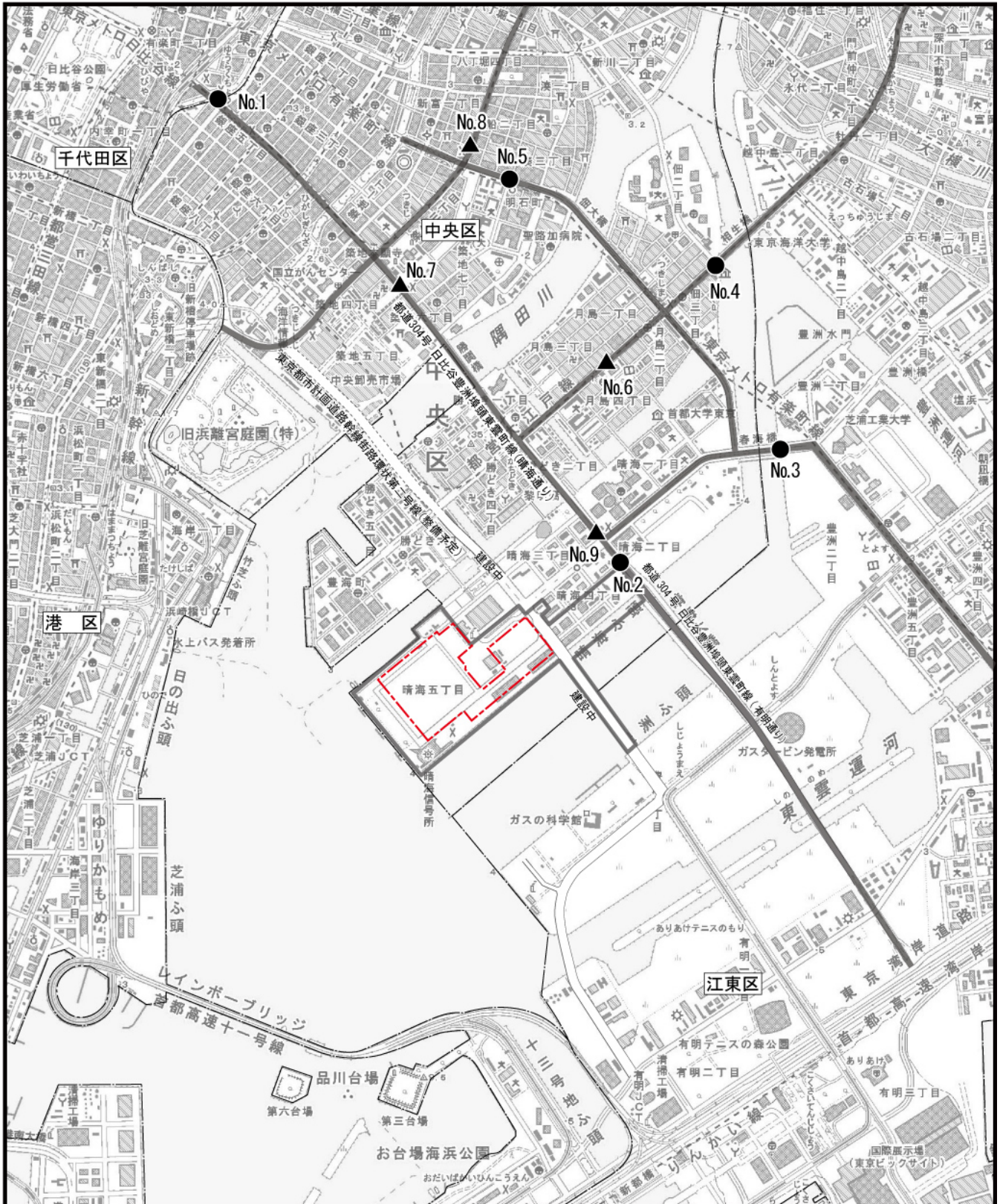
調査は、「平成 22 年度 全国道路街路交通情勢調査（道路交通センサス）交通量調査報告書」（平成 24 年 3 月 東京都建設局）による会場エリア周辺地域に位置する 5 地点（No. 1～5）の平成 22 年度のデータ及び「環境測定データ集 平成 25 年度」（平成 26 年 11 月 中央区）による周辺地域に位置する 4 地点（No. 6～9）の平成 25 年度のデータを整理・解析した。調査地点は、表 9.8-2 及び図 9.8-1 に示すとおりである。

表 9.8-2 自動車交通量調査地点（既存資料調査）

番号	観測地点名	調査路線	調査主体	調査年度
No.1	千代田区有楽町 2-5	都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）	東京都	平成 22 年度
No.2	中央区晴海 2-7	都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）		
No.3	江東区豊洲 1-1	都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）		
No.4	中央区佃 3-1	都道 463 号上野月島線（清澄通り）		
No.5	中央区明石町 1	都道 473 号新富晴海線		
No.6	月島 4-1	都道 463 号上野月島線（清澄通り）	中央区	平成 25 年度
No.7	築地 6-1	都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）		
No.8	新富 2-15	都道 50 号東京市川線（新大橋通り）		
No.9	晴海 3-1	都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）		

注）表中の地点番号は、図 9.8-1 に対応する。

出典：「平成 22 年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）交通量調査報告書」（平成 24 年 3 月 東京都建設局）
「環境測定データ集 平成 25 年度」（平成 26 年 11 月 中央区）



凡例

- (仮称) 晴海五丁目西地区開発計画地
- 会場エリア
- 区界
- 測定路線
- 道路交通センサ調査地点 (No.1 ~ 5)
- 中央区調査地点 (No.6 ~ 9)



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

図9.8-1 自動車交通量調査地点
(既存資料調査)

イ. 現地調査

現地調査は、工事用車両が走行するルートを考慮し、会場エリア周辺の5地点(No.1～No.5)において、24時間交通量を計測した。

調査地点及び調査期間は、表9.8-3及び図9.8-2に示すとおりである。

交通量は表9.8-4に示す車種に分類し、数取器(ハンドカウンター)を用いて計測した。調査は24時間(平日:平成26年3月11日(火)22時～3月12日(水)22時、休日:平成26年3月8日(土)22時～3月9日(日)22時)連続して行い、1時間毎に集計した。

表9.8-3 自動車交通量現地調査地点及び調査時期

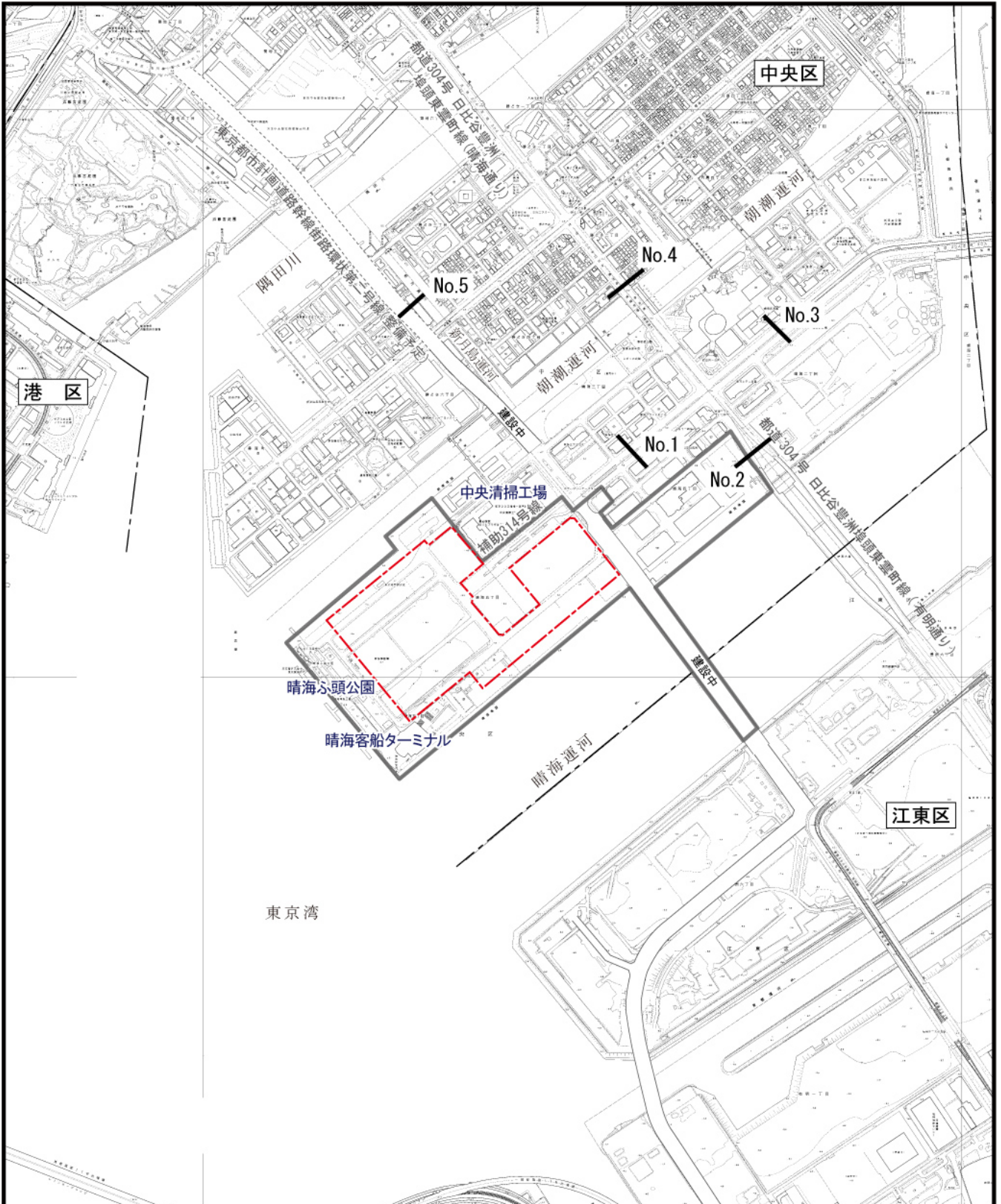
地点番号	調査地点	調査時期
No.1	(晴海 3-10) 特別区道中月第802号線	平日:平成26年3月11日(火)22時 ～3月12日(水)22時 休日:平成26年3月8日(土)22時 ～3月9日(日)22時
No.2	(晴海 4-1-8) 都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)	
No.3	(晴海 1-8-7) 都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線(晴海通り)	
No.4	(勝どき 2-18-1) 都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線(晴海通り)	
No.5	(勝どき 5-2-15) 特別区道中月第815号線	

注) 表中の地点番号は、図9.8-2に対応する。

表9.8-4 車種分類

車種分類		ナンバープレートの種別
分類	車種	
大型車類	普通貨物車	1
	バス	2
	特種(殊)車	8, 9, 0
小型車類	軽乗用車 ^{注)}	5(黄地に黒文字又は黒字に黄字), 3, 8(小型ナンバープレート)
	乗用車	3, 5, 7
	軽貨物車 ^{注)}	4(黄地に黒文字又は黒字に黄字), 3, 6(小型ナンバープレート)
	小型貨物車	4, 6
	貨客車	4(バン)
二輪車類	二輪車(原動付自転車含)	—

注) 軽乗用車及び軽貨物車については実態により区分する。



凡例

- (仮称) 晴海五丁目西地区開発計画地
- 会場エリア
- 区界
- 断面交通量調査地点 (No.1~5)



Scale 1:15,000

0 150 300 600m



図9.8-2 交通量調査地点(現地調査)

2) 道路等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料を用い、会場エリア周辺の道路等の状況について整理した。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」(平成 25 年 5 月 東京都都市整備局)、「江東区都市計画図 (用途地域等指定図)」(平成 26 年 4 月 江東区)等の既存資料の整理によった。

4) 規制等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 交通量等の状況

ア. 既存資料調査

会場エリア周辺における交通量等の状況は表 9.8-5 (1) 及び (2) に示すとおりである。

東京都が実施した調査では、会場エリアの近傍の都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線(晴海通り又は有明通り)の交通量は、平日で 20,569~31,111 台/12 時間であった。中央区が実施した調査では、会場エリアの近傍の都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線(晴海通り)の交通量は、平日の毎正時 10 分間の測定で 6,431~11,874 台/日であった。

表9.8-5(1) 既存資料による交通量の状況(平日)(道路交通センサ調査 平成22年度)

区分	地点記号	観測地点名	調査路線	交通量(台/12時間)			大型車混入率
				大型車	小型車	合計	
センサ	No. 1	千代田区有楽町 2-5	都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)	4,946	26,165	31,111	15.9%
	No. 2	中央区晴海 2-7	都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (有明通り)	6,687	13,882	20,569	32.5%
	No. 3	江東区豊洲 1-1	都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)	4,494	17,393	21,887	20.5%
	No. 4	中央区佃 3-1	都道 463 号上野月島線(清澄通り)	3,846	17,710	21,556	17.8%
	No. 5	中央区明石町 1	都道 473 号新富晴海線	4,372	20,046	24,418	17.9%

注) 地点番号は、図 9.8-1 (p.132 参照) に対応する。

出典:「平成 22 年度 全国道路街路交通情勢調査(道路交通センサ)交通量調査報告書」(平成 24 年 3 月 東京都建設局道路建設部)

表9.8-5(2) 既存資料による交通量の状況(平日)(中央区調査 平成25年度)

区分	地点記号	観測地点名	調査路線	交通量 (台/10分間×24時間)			大型車混入率
				大型車	小型車	合計	
中央区	No. 6	月島 4-1	都道 463 号上野月島線(清澄通り)	568	2,871	3,439	16.5%
	No. 7	築地 6-1	都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)	1,784	10,090	11,874	15.0%
	No. 8	新富 2-15	都道 50 号東京市川線(新大橋通り)	813	5,067	5,880	13.8%
	No. 9	晴海 3-1	都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)	1,752	4,679	6,431	27.2%

注) 表中の地点番号は、図 9.8-1 (p.132 参照) に対応する。

出典:「環境測定データ集 平成 25 年度」(平成 26 年 11 月 中央区)

イ. 現地調査

現地調査による会場エリア周辺の交通量の状況は、表 9.8-6 に示すとおりである。

都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り又は有明通り）における平日の交通量は、14,457～36,807台/日、大型車混入率は19.4～31.2%、休日の交通量は、9,576～30,055台/日、大型車混入率は8.4～16.3%である。また、その他の地点における平日の交通量は1,138～3,930台/日、大型車混入率は22.6～39.9%、休日の交通量は782～2,512台/日、大型車混入率は4.6～23.2%である。

表 9.8-6 現地調査による交通量等の状況

単位：台/日(24時間)

地点番号	調査地点	区分	自動車類交通量			大型車混入率(%)	二輪車
			小型車類	大型車類	合計		
No.1	(晴海 3-10) 特別区道中月第 802 号線	平日	2,360	1,570	3,930	39.9	163
		休日	1,930	582	2,512	23.2	318
No.2	(晴海 4-1-8) 都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (有明通り)	平日	18,700	8,498	27,198	31.2	1,710
		休日	16,885	3,299	20,184	16.3	1,371
No.3	(晴海 1-8-7) 都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)	平日	11,646	2,811	14,457	19.4	731
		休日	8,770	806	9,576	8.4	588
No.4	(勝どき 2-18-1) 都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)	平日	27,789	9,018	36,807	24.5	1,963
		休日	26,082	3,973	30,055	13.2	1,636
No.5	(勝どき 5-2-15) 特別区道中月第 815 号線	平日	881	257	1,138	22.6	105
		休日	746	36	782	4.6	97

注 1) 表中の地点番号は、図 9.8-2 (p.132 参照) に対応する。

2) 調査期間：平成 26 年 3 月 11 日 (火) 22 時 ～ 3 月 12 日 (水) 22 時
平成 26 年 3 月 8 日 (土) 22 時 ～ 3 月 9 日 (水) 22 時

2) 道路等の状況

会場エリア周辺の主な道路の種類・規格等は表 9.8-7 に示すとおりである。

また、会場エリア周辺では、東京都市計画道路幹線街路環状第二号線が建設中である。

表 9.8-7 会場エリア周辺の主な道路の種類・規格等

地点番号	[住所] 路線名 (通称名)	道路の種類	道路の規格	車線数
No.1	[晴海 3-10] 特別区道中月第 802 号線	市町村道	第 4 種第 1 級	4
No.2	[晴海 4-1-8] 都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (有明通り)	都道府県道	第 4 種第 1 級	7
No.3	[晴海 1-8-7] 都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)	都道府県道	第 4 種第 1 級	9
No.4	[勝どき 2-18-1] 都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)	都道府県道	第 4 種第 1 級	6
No.5	[勝どき 5-2-15] 特別区道中月第 815 号線	市町村道	第 4 種第 1 級	2

注) 表中の地点番号は、図 9.8-1 (p.132 参照) に対応する。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 土壌 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p.34 参照) に示したとおりである。

会場エリア周辺には、教育施設は 10 施設 (幼稚園 4、小学校 4、中学校 1、高等学校 1)、福祉施設は 40 施設 (保育園・児童施設 31、高齢者福祉施設・障害者福祉施設 9)、その他 1 施設の合計 51 施設が存在する。また、公園・緑地・児童遊園は合わせて 26 箇所存在する。

4) 規制等の状況

会場エリア周辺の主な道路は2～9車線であり、規制速度は都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線は40～50km/h、特別区道中月第802号線は40km/h、特別区道中月第815号線は30km/hとなっている。

表 9.8-8 会場エリア周辺の主な道路の規制速度

地点 番号	[住所] 路線名 (通称名)	規制速度 (km/h)
No.1	[晴海 3-10] 特別区道中月第802号線	40
No.2	[晴海 4-1-8] 都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (有明通り)	50
No.3	[晴海 1-8-7] 都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)	40
No.4	[勝どき 2-18-1] 都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)	50
No.5	[勝どき 5-2-15] 特別区道中月第815号線	30

注) 表中の地点番号は、図9.8-1 (p.132参照) に対応する。

9.8.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施に伴う建設工事、競技観戦者の来場等で交通量及び交通流に変化が生じるとされる時点又は期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、会場エリアのうち、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画の工事車両の走行に伴う交通量の変化の程度を、周辺交通量と比較する方法によった。

(5) 予測結果

工事用車両台数が最大となる時期における工事用車両の割合は、表9.8-9に示すとおり1～3%と予測する。

表 9.8-9 工事用車両の走行に伴う交通量の予測結果

(単位:台/日)

予測地点	交通量			工事用車両の割合
	将来基礎交通量	工事用車両交通量	将来基礎交通量及び工事用車両交通量の合計	
No. 1 [晴海 3-10] 特別区道中月第 802 号線	23,087	756	23,843	3%
No. 2 [晴海 4-1-8] 都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (有明通り)	30,370	252	30,622	1%
No. 3 [晴海 1-8-7] 都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)	25,277	252	25,529	1%
No. 4 [勝どき 2-18-1] 都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)	44,917	252	45,169	1%
No. 5 [勝どき 5-2-15] 東京都市計画道路幹線街路 (環状第二号線)	39,940	260	40,200	1%

注1) 工事用車両交通量は(仮称)晴海五丁目西地区開発計画に基づく、工事着工後20か月目の台数を示す。

2) 表中の予測地点番号は、図9.8-2(p.134参照)に対応する。

3) No.5は、現在は特別区道中月第815号線であるが、将来的には東京都市計画道路幹線街路環状第二号線となる地点。

9.8.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・ 工事用車両の走行ルートは複数のルートに分散させることを検討する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・ 工事工程の平準化や施工計画の検討により、工事用車両が集中しないこと等に努める。
- ・ 工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないように配慮する。

9.8.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、交通流の現況とした。

(2) 評価の結果

工事用車両台数が最大となる時期における工事用車両の割合は、1～3%と考える。

以上のことから、周辺交通量に対して工事用車両が増加するが、工事用車両の走行に際しては、走行ルートの分散化、工事工程の平準化や施工計画の検討、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する等、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分な配慮を行いつつ、工事を実施する。

9.9 公共交通へのアクセシビリティ

9.9.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.9-1 に示すとおりである。

表 9.9-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①公共交通機関の状況 ②アクセス経路の状況 ③土地利用の状況 ④規制等の状況	選手村の整備に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化が考えられることから、会場エリア及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、会場エリア及びその周辺地域とした。

(3) 調査方法

1) 公共交通機関の状況

調査は、「東京都鉄道路線図」(東京都)、「みんくるガイド」(平成 26 年 4 月 東京都交通局)等の既存資料を用いて整理した。

2) アクセス経路の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」(平成 25 年 5 月 東京都都市整備局)、「江東区都市計画図(用途地域等指定図)」(平成 26 年 4 月 江東区)等の既存資料の整理によった。

4) 規制等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 公共交通機関の状況

ア. 鉄道

会場エリア周辺の鉄道乗車人員の推移は、表に示すとおりである。また、会場エリアに最寄りの駅の位置は、図 9.9-1 に示すとおりである。

会場エリアの最寄りの鉄道は、都営地下鉄及び私鉄となっている。

会場エリアの最寄り駅における平成 24 年度の乗車人数は、ゆりかもめ（東京臨海新交通臨海線）は 280 千人、都営大江戸線は 15,478 千人となっている。

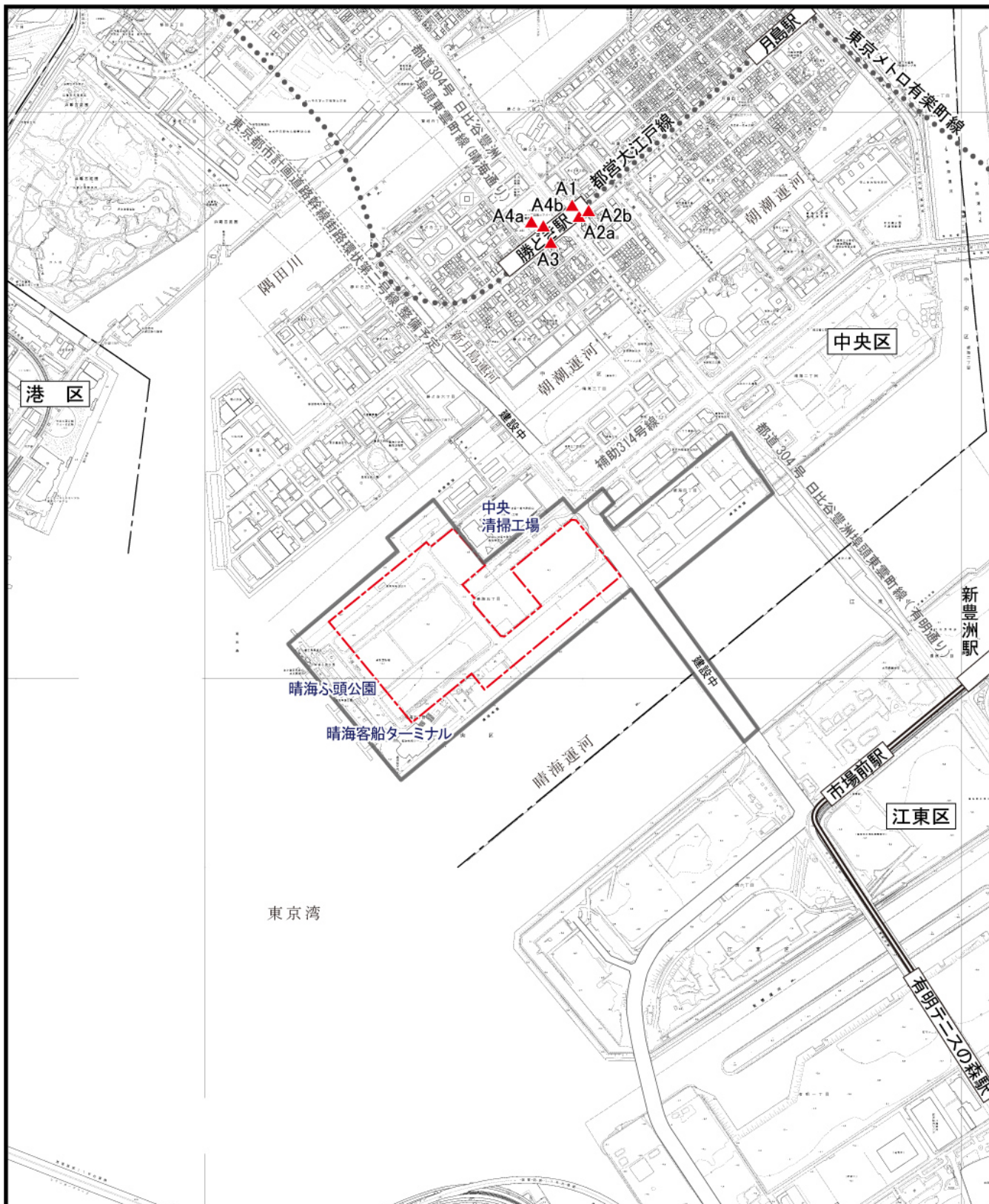
表 9.9-2 鉄道乗車人員の推移

(単位：千人)

項目		乗車人員				
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ゆりかもめ（東京臨海新交通臨海線）	新豊洲駅	250	242	231	228	280
都営大江戸線	勝どき駅	14,883	15,143	14,653	13,903	15,478

出典：「東京都統計年鑑」（平成 27 年 2 月 23 日参照 東京都総務局ホームページ）

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tnenkan/tn-index.htm>



凡例

- (仮称) 晴海五丁目西地区開発計画地
- 会場エリア
- 区界
- ゆりかもめ (東京臨海新交通臨海線)
- 地下鉄
- ▲ 地下鉄出口



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図9.9-1 鉄道路線網図

イ. バス路線

会場エリア周辺の主なバス路線網は、表 9.9-3 及び図 9.9-2 に示すとおりである。

会場エリア周辺では、四谷駅や錦糸町駅等を起点とし、都道を中心に都営バス及びコミュニティバス路線が整備されている。

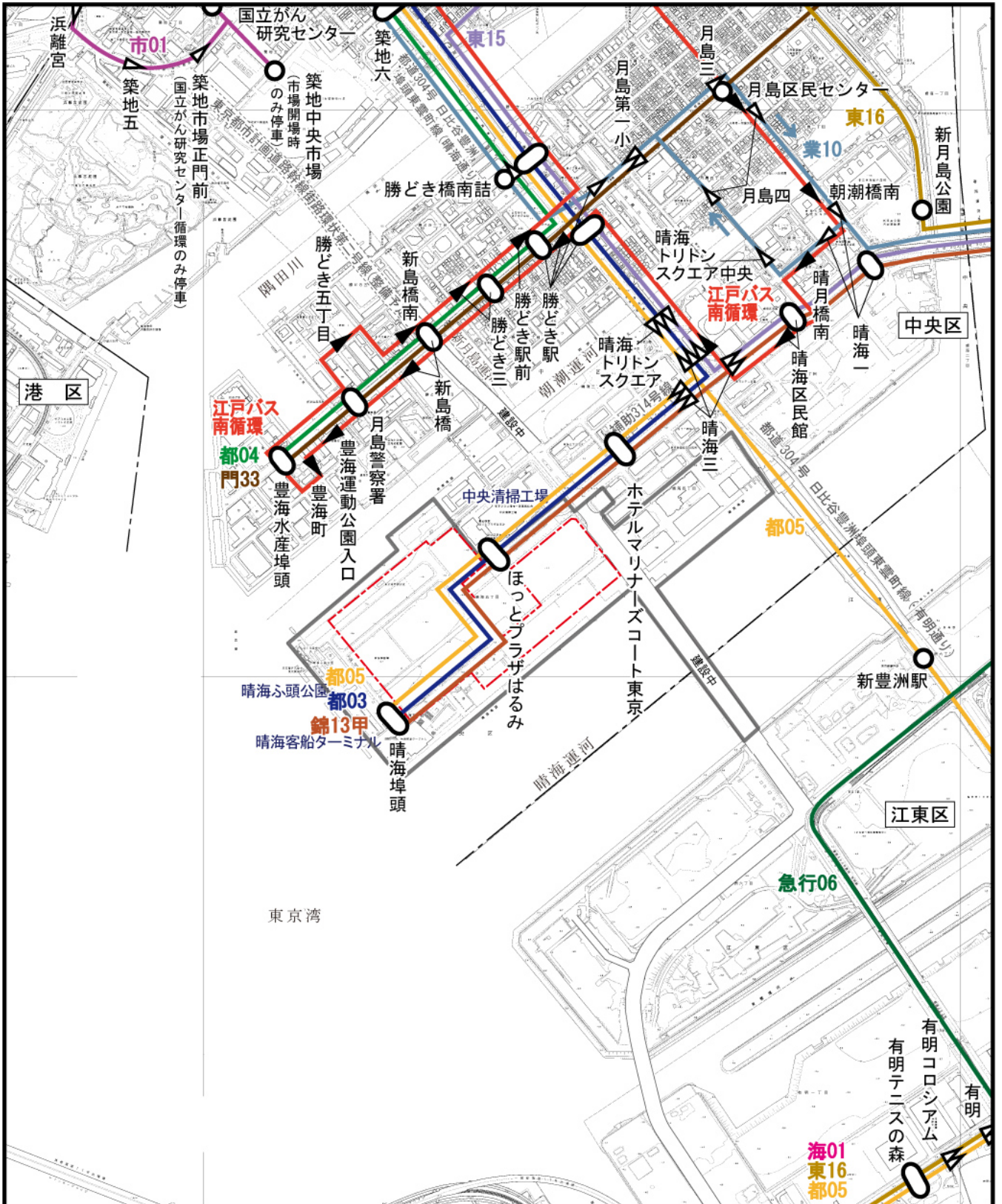
表 9.9-3 会場エリア周辺のバス路線

バス会社	系統		起点	主な経由地	終点
都営バス	都 03		四ツ谷駅	銀座四丁目	晴海埠頭
	都 04		豊海水産埠頭	銀座四丁目	東京駅丸の内南口
	都 05		晴海埠頭 東京ビッグサイト	銀座四丁目	東京駅丸の内南口
	門 33		亀戸駅前	とうきょうスカイツリー 駅入口	豊海水産埠頭
	急行 06		森下駅前	門前仲町 土曜・休日のみ運行	日本科学未来館
	錦 13 甲		錦糸町駅前	東陽三丁目	晴海埠頭
	海 01		門前仲町	豊洲駅前	東京テレポート駅前
	市 01		新橋駅前	国立がんセンター(循環) 平日・土のみ運行 築地中央市場(循環) 平日・土のみ運行 市場休日運休	新橋駅前
	東 15		深川車庫前	豊洲駅 辰巳駅経由は朝のみ 運行	東京駅八重洲口
	東 16		東京駅八重洲口	月島駅前	東京ビッグサイト
	業 10		新橋駅	銀座四丁目	とうきょうスカイツリー 駅
コミュニティバス	江戸バス	南循環	中央区役所	晴海区民館	新富二丁目

出典:「みんくるガイド」(平成 25 年 4 月 東京都交通局)

「中央区コミュニティバス(江戸バス)運行情報」(平成 27 年 2 月 20 日参照 中央区ホームページ)

<http://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/edobasu/unkoujouhou.html>



<p>凡例</p> <p> (仮称) 晴海五丁目西地区開発計画地</p> <p> 会場エリア</p> <p>--- 区界</p> <p>○ バス停(都営バス)</p> <p>▼ バス停(都営バス) (表示方向のみ停車)</p> <p>▲ バス停(コミュニティバス) (表示方向のみ停車)</p>		<p>バス路線(東京都交通局)</p> <p>— 都 03</p> <p>— 都 04</p> <p>— 都 05</p> <p>— 門 33</p> <p>— 急行 06</p> <p>— 錦 13 甲</p> <p>— 市 01</p> <p>— 東 15</p>		<p>— 東 16</p> <p>— 業 10</p> <p>— 江戸バス南循環</p> <p>— 海 01</p>	
--	--	---	--	--	--

Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図9.9-2 バス路線網

2) アクセス経路の状況

公共交通機関から会場エリアまでの主なアクセス経路は、都営大江戸線勝どき駅から都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）を利用する経路、ゆりかもめ新豊洲駅から都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）を利用する経路等がある。いずれの経路もマウントアップとガードレール等の安全施設との組合せにより、車道と分離されている。また、東京都市計画道路幹線街路環状第二号線が、今後整備される予定である。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 土壌 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p. 34 参照) に示したとおりである。

会場エリア周辺には、教育施設は 10 施設（幼稚園 4、小学校 4、中学校 1、高等学校 1）、福祉施設は 40 施設（保育園・児童施設 31、高齢者福祉施設・障害者福祉施設 9）、その他 1 施設の合計 51 施設が存在する。また、公園・緑地・児童遊園は合わせて 26 箇所存在する。

4) 規制等の状況

交通規制等の状況は、「9.8 交通渋滞 9.8.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 規制等の状況」(p. 139 参照) に示したとおりである。なお、現在、東京都市計画道路幹線街路環状二号線等の工事のために、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）に至る補助 314 号線などの歩道では、一部歩行者通行規制が行われている。

9.9.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施に伴う建設工事、大会開催時の交通規制、新規建設による来場者の増加などで会場から公共交通機関までのアクセス性に変化が生じると思われる時点又は期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、会場エリアのうち、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、公共交通機関から会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車道線分離の状況から推定する方法とした。

(5) 予測結果

最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、工事用車両が走行してもこれらの状況は維持されるものと予測する。

9.9.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映しなかった措置

- ・ 工事工程の平準化や施工計画の検討により、工事用車両が集中しないこと等に努める。
- ・ 工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。

9.9.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、歩車動線分離の現況とした。

(2) 評価の結果

最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものとする。

以上のことから、現況の歩車動線分離を著しく低下させることはなく、評価の指標を満足するものとする。

9.10 交通安全

9.10.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.10-1 に示すとおりである。

表 9.10-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①公共交通機関の状況 ②交通量等の状況 ③道路及び交通安全施設等の状況 ④アクセス経路の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥規制等の状況 ⑦公共での移動に関する法令等の基準	選手村の整備に伴う交通安全の変化が考えられることから、会場エリア及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、会場エリア及びその周辺地域とした。

(3) 調査方法

1) 公共交通機関の状況

「東京都鉄道路線図」(東京都)、「みんくるガイド」(平成 26 年 4 月 東京都交通局)等の既存資料を用いて整理した。

2) 交通量等の状況

調査は、「9.7 交通渋滞 9.7.1 現況調査 (3)調査方法 1) 交通量等の状況」(p. 136 参照)と同様とし、既存資料及び現地調査によった。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

4) アクセス経路の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

5) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」(平成 25 年 5 月 東京都都市整備局)、「江東区都市計画図 (用途地域等指定図)」(平成 26 年 4 月 江東区)等の既存資料の整理によった。

6) 規制等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理によった。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

調査は、道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)、道路構造令 (昭和 45 年政令第 320 号)の法令等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 公共交通機関の状況

ア. 鉄道

会場エリア周辺の鉄道の状況は、「9.9 公共交通へのアクセシビリティ 9.9.1 現況調査 (4) 調査結果 1) 公共交通機関の状況」(p.144 参照)に示したとおりである。

会場エリアの最寄りの鉄道は、ゆりかもめ及び都営大江戸線となっている。

会場エリアの最寄り駅における平成24年度の乗車人数は、280～15,478千人となっている。

イ. バス路線

会場エリア周辺のバス路線の状況は、「9.9 公共交通へのアクセシビリティ 9.9.1 現況調査 (4) 調査結果 1) 公共交通機関の状況」(p.144 参照)に示したとおりである。

会場エリア周辺では、四谷駅や錦糸町駅等を起点とし、都道を中心に都営バス及びコミュニティバス路線が整備されている。

2) 交通量等の状況

交通量等の状況は、「9.8 交通渋滞 9.8.1 現況調査 (4) 調査結果 1) 交通量等の状況」(p.136 参照)に示したとおりである。現地調査による、都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線(晴海通り又は有明通り)における平日の交通量は、14,457～36,807台/日、大型車混入率は19.4～31.2%、休日の交通量は、9,576～30,055台/日、大型車混入率は8.4～16.3%である。また、その他の地点における平日の交通量は1,138～3,930台/日、大型車混入率は22.6～39.9%、休日の交通量は782～2,512台/日、大型車混入率は4.6～23.2%である。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

道路及び交通安全施設等の状況は、「9.9 公共交通へのアクセシビリティ 9.9.1 現況調査 (4) 調査結果 2) アクセス経路の状況」(p.148 参照)に示したとおりである。

最寄りの鉄道駅から会場エリアまでの歩行者経路のほとんどは、マウントアップとガードレール等の安全施設との組合せにより、車道と分離されている。

4) アクセス経路の状況

アクセス経路の歩道幅員は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に基づく幅員2m以上の歩道として整備されている。

5) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 土壌 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p. 34 参照) に示したとおりである。

会場エリア及びその周辺には、教育施設は 10 施設（幼稚園 4、小学校 4、中学校 1、高等学校 1）、福祉施設は 40 施設（保育園・児童施設 31、高齢者福祉施設、障害者福祉施設 9）、その他 1 施設の合計 51 施設が存在する。また、公園・緑地・児童遊園は合わせて 26 箇所存在する。

6) 規制等の状況

規制等の状況は、「9.8 交通渋滞 9.8.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 規制等の状況」(p. 139 参照) に示したとおりである。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

公共での移動に係る法令等については、表 9.10-2 に示すとおりである。

表 9.10-2 交通安全に係る法律等

法令・条例等	責務等
道路交通法 (昭和 35 年法律 第 105 号)	(目的) 第一条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。 (通行区分) 第十七条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。
道路構造令 (昭和 45 年政令 第 320 号)	(この政令の趣旨) 第一条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法（以下「法」という。）第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるに当たつて参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする。 第十一条 第四種の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 第三種の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

9.10.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、2020年東京大会の実施に伴う、会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施に伴う建設工事、大会開催時の交通規制などで交通安全に変化が生じると思われる期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、会場エリアのうち、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、公共交通機関から会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車道線分離の状況から推定する方法とした。

(5) 予測結果

最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、工事用車両が走行してもこれらの状況は維持されるものと予測する。

9.10.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映しなかった措置

- ・ 工事用車両の走行に際しては、規制速度を順守し、安全走行に努める。
- ・ 計画地周囲の歩道等を占用する工事を行う場合には、交通整理員の配置等を計画する。
- ・ 計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。

9.10.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、歩車動線分離の現況とした。

(2) 評価の結果

最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものとする。

以上のことから、現況の歩車動線分離を著しく低下させることはなく、評価の指標を満足するものとする。

